

金沢市芸術文化振興緊急奨励事業制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内における芸術文化事業の継続が困難な状況となっていることから、芸術文化団体及び実演家が実施する芸術文化事業の振興・発信強化に資する取組を支援するため、奨励金を交付します。

1. 交付対象者

芸術文化活動を生業としている以下の要件を満たす実演家2名以上で構成するグループ（以下、グループ）

（要件）

- ・グループを構成する実演家の全員が金沢市内に居住していること
- ・石川県芸術文化協会又は石川県芸術文化協会に加盟する団体からの推薦があること
- ・平成31年、令和元年中に有料の芸術文化イベント等への出演実績があることを確認できる書類を有すること
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、出演予定だった有料の公演等が中止になったことを確認できる書類を有すること
- ・所属団体が同奨励金制度に申請している場合、その申請事業に関わっていないこと

2. 届出期間

令和2年（2020年）5月11日（月） から 令和2年（2020年）9月30日（水） まで

3. 対象事業

実演家グループが芸術文化の振興・発信のために新たに取り組む事業で、国の新型コロナウイルス感染症対策に関する3原則を遵守するものであること

4. 事業実施期間

認定日～2月末

5. 対象経費

- （1）出演者の謝礼及び旅費
- （2）印刷製本費
- （3）通信運搬費
- （4）委託料
- （5）借上料
- （6）消耗品費
- （7）その他市長が必要と認める経費

6. 支払方法

事業完了後、15日以内に交付申請書（様式第2号）を提出いただき、確認後、ご指定の口座に振り込みます。

※請求書等の提出日によって、振込日は前後します。

※成果物を実績報告に併せて提出願います。

7. 奨励金の活用例

- ・WEB等を活用した実演の配信
- ・ホームページの制作・改修
- ・広報宣伝物の制作等

※既存事業や国・県等の補助金を活用した事業は除く

8. 交付金額

100,000円以内（1グループ1回限り）

※交付金額は10,000円未満の端数切り捨てです。

→但し、1人の実演家が異なるグループで複数回申請することはできません。

9. 届出について

奨励金交付に必要な書類の届出及び問合せは下記のいずれかをお願いします。

届出先・問合せ：一般財団法人石川県芸術文化協会
TEL: 076-263-6080 E-mail: office@geibunkyo.or.jp

問合せ：金沢市文化政策課
TEL: 076-220-2442 FAX: 076-220-2069 E-mail: bunshin@city.kanazawa.lg.jp

10. 届出の流れ

